

上 告 受 理 申 立 書

2020（令和2）年2月3日

最高裁判所 御中

上告受理申立人訴訟代理人弁護士 田 川 瞳

同 内 山 新 吾

同 臼 井 俊 紀

同 大 塚 奈 津 子

当事者の表示：別紙当事者目録のとおり

損害賠償請（住民訴訟）上告受理申立て事件

訴訟物の価額：320万円

貼用印紙額：4万2000円

上記当事者間の広島高等裁判所平成30年（行コ）第13号損害賠償等（住民訴訟）請求控訴事件について令和2年1月22日に言い渡された下記判決は不服であるから上告受理を申し立てる。

第1 原判決の表示

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記部分につき、被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告受理申立ての理由

おって、上告受理申立ての理由書を提出する。

【附属書類】

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 上告受理申立書副本 | 1 通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 通 |

当事者目録

上告受理申立人目録

住 所	氏 名
	河 盛 正 濟
	三 浦 翠
	橋 本 直 行
	清 水 敏 保
	大 和 田 正 明
	山 本 丈 夫
	野 村 英 昭
	小 畑 太 作
	松 本 隆
	藤 本 明 美
	瀧 上 正 博
	佐 々 木 明 美
	那 須 正 幹
	河 合 喜 代
	嘉 本 勲
	奈 古 屋 長 世
	佐 藤 文 明
	藤 本 一 規
	安 藤 公 門
	浜 野 勝
	糸 山 真 理 子
	藤 井 郁 子
	吉 田 達 彦
	浅 野 容 子

		浅野 隆造
		堀田 雅子
		大久保 芙美子
		佐藤 坤子
		高田 穰
		高田 香
		浜野 ミヨ子
		三戸 清恵
		山野 鈴子

上告受理申立人訴訟代理人目録

以下の者は、別紙上告受理申立人目録記載の上告受理申立人の訴訟代理人である。

(送達場所)

〒751-0823 山口県下関市貴船町三丁目1番1号 下関中央ビル

弁護士法人ピース 下関中央法律事務所

TEL 083-232-7167

FAX 083-235-0162

上告受理申立人代理人弁護士 田 川 瞳
同 大 塚 奈 津 子

〒751-0016 山口県下関市細江町1丁目6番1号

下関第一法律事務所

上告受理申立人代理人弁護士 臼 井 俊 紀

〒753-0074 山口県山口市中央4丁目2番4号

弁護士法人 山口第一法律事務所

上告受理申立人代理人弁護士 内 山 新 吾

〒673-0882 兵庫県明石市相生町2丁目8番2号

東播中央法律事務所

上告受理申立人代理人弁護士 小 沢 秀 造

〒813-0013 福岡県福岡市東区香椎駅前2丁目15番3号

稲光ビル2階

福岡東部法律事務所

上告受理申立人代理人弁護士 堀 良 一
同 丸 山 明 子

〒650-0015 兵庫県神戸市中央区多聞通3-2-9

甲南スカイビル710

くすのき法律事務所

上告受理申立人代理人弁護士 永 井 光 弘

〒323-0034 栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所
上告受理申立人代理人弁護士 浅 野 正 富

〒370-0852 群馬県高崎市中居町3-3-7
嶋田法律事務所
上告受理申立人代理人弁護士 嶋 田 久 夫

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀4-24 7階
キュラーズ女学院前

石口俊一法律事務所
上告受理申立人代理人弁護士 石 口 俊 一

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-8-25 大三ビル3階
岡山合同法律事務所
上告受理申立人代理人弁護士 則 武 透

〒803-0816 福岡県北九州市小倉北区金田2-6-4
リーガルタワー2階
北九州第一法律事務所
上告受理申立人代理人弁護士 仁 比 聰 平

相 手 方 目 録

〒 7 5 3 - 8 5 0 1

山口県山口市滝町1番1号 山口県庁内

山口県知事 村岡 嗣政